

旭川医科大学経理細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和8年8月31日学長裁定)

旭川医科大学経理細則の一部を改正する細則

旭川医科大学経理細則（平成27年12月9日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後

(略)

(予算単位及び予算責任者)

第8条 会計規程第8条に定める予算単位並びに予算責任者及び分任
予算総括責任者が所掌する予算単位は、別表2のとおりとする。

(経理単位及び経理責任者)

第9条 会計規程第20条に定める経理単位並びに経理責任者及び経理
単位が所掌する予算単位は、別表2のとおりとする。

2 (略)

(略)

附 則

この細則は、令和8年8月31日から施行し、改正後の別表2及び別表3
は令和8年4月1日から適用する。

(略)

別表2（第8条，第9条関係）

予算単位	予算責任 者	分任予算総括責 任者	経理単 位	経理責 任者
学長	学長	事務局次長（総	財務課	各課の

現行

(略)

(予算単位及び予算責任者)

第8条 会計規程第8条に定める予算単位並びに予算責任者及び分任
予算総括責任者が所掌する予算単位は、別表2のとおりとする。

(経理単位及び経理責任者)

第9条 会計規程第20条に定める経理単位並びに経理責任者及び経理
単位が所掌する予算単位は、別表2のとおりとする。

2 (略)

(略)

(略)

別表2（第8条，第9条関係）

予算単位	予算責任 者	分任予算総括責 任者	経理単 位	経理責 任者
学長	学長	事務局次長（総	財務課	各課の

各副学長	各副学長	務・教務担当)	長	各副学長	各副学長	務・教務担当)	長
監査室	室長			監査室	室長		
総務課 <u>(病院総務室に係るものを除く。)</u>	各課の長	事務局次長 (総務・教務担当)		総務課	各課の長	事務局次長 (総務・教務担当)	
人事課 (削除)				人事課			
研究・学術情報課 (削除)				<u>財務課</u>			
学務課 (削除)				研究・学術情報課			
総務課 <u>(病院総務室に係るものに限る。)</u> (新設)		事務局次長 (<u>財務</u> ・病院担当)	(削除)	<u>施設課</u>		事務局次長 (病院担当)	<u>経営企画課</u>
<u>財務課</u>				学務課			
<u>施設課</u> (新設)				<u>入試課</u>			
医療支援課							
医事課				<u>経営企画課</u>			
医学部医学科の各講座又は分野	各講座又は分野の長	事務局次長 (総務・教務担当)	(削除)	医療支援課	各講座又は分野の長	事務局次長 (総務・教務担当)	財務課
医学部看護学科看護学講座	看護学科責任者			医事課			
医学部一般教育の各学科目	各学科目の長			医学部医学科の各講座又は分野			
医学部の各寄附講座及び共同研究講座	各寄附講座又は共同研究講座の長			医学部看護学科看護学講座			
保健管理センター	各センタ			医学部一般教育の各学科目	各学科目の長		
				医学部の各寄附講座及び共同研究講座	各寄附講座又は共同研究講座の長		
				保健管理センター	各センタ		

国際交流推進センター	ー又は室 の長				国際交流推進センター	ー又は室 の長			
入学センター					入学センター				
教育センター					教育センター				
地域共生医育センター					地域共生医育センター				
インスティテューショナル・リサーチ室					インスティテューショナル・リサーチ室				
研究推進本部					研究推進本部				
知的財産センター					知的財産センター				
動物実験施設					動物実験施設				
実験実習機器センター					実験実習機器センター				
放射性同位元素研究施設					放射性同位元素研究施設				
先進医工学研究センター					先進医工学研究センター				
看護職キャリア支援センター					看護職キャリア支援センター				
図書館	館長				図書館	館長			
各学内共同利用施設	各学内共同利用施設の長				各学内共同利用施設	各学内共同利用施設の長			
病院及び病院の各診療科・部・室・センター	病院長及び各診療科・部・室・センターの長	事務局次長（ <u>財務・病院担当</u> ）	（削除）		病院及び病院の各診療科・部・室・センター	病院長及び各診療科・部・室・センターの長	事務局次長（病院担当）	<u>経営企画課</u>	
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）						
（削除）	（削除）				<u>各受託研究代表及び各共同研究代表者</u>	<u>各研究代表者</u>	<u>事務局次長（総務・教務担当）</u>	<u>財務課（経営企画課に係る</u>	
					<u>各寄附金事業担当者</u>	<u>各事業担当者</u>	<u>事務局次長（病院担当）</u>		

総務課（国際交流及び社会連携事業，広告に係る収入関係）（財務課に係るものを除く）	各課の長	<u>事務局次長（総務・教務担当）</u> (新設)	総務課
人事課（給与・退職手当，所得税等の経理に係る支出関係）			人事課
研究・学術情報課（産学連携等研究，寄附金に係る収入関係，図書に係る支出及び収入関係）（財務課に係るものを除く）			研究・学術情報課
(削除)			(削除)
学務課（入学料，授業料，受託研修生に係る			学務課

		<u>ものを除く）</u> <u>経営企画課（病院及び病院の各診療科・部・室・センター）</u>
総務課（国際交流及び社会連携事業，広告に係る収入関係）（財務課に係るものを除く）	各課の長	総務課
人事課（給与・退職手当，所得税等の経理に係る支出関係）		人事課
研究・学術情報課（産学連携等研究，寄附金に係る収入関係，図書に係る支出及び収入関係）（財務課に係るものを除く）		研究・学術情報課
<u>施設課（工事契約に係る支出関係及び職員宿舍貸付，学校財産貸付に係る収入関係）</u>		<u>施設課</u>
学務課（入学料，授業料，受託研修生に係る		学務課

収入関係)					収入関係)				
総務課（病院，卒後臨床研修に関する収入関係）（財務課，医事課に係るものを除く）		事務局次長（財務・病院担当）	総務課		経営企画課（病院，卒後臨床研修に関する収入関係）（財務課，医事課に係るものを除く）		事務局次長（病院担当）	経営企画課	
施設課（工事契約に係る支出関係及び職員宿舍貸付，学校財産貸付に係る収入関係）（新設）			施設課（新設）						
医事課（病院に関する収入関係）（総務課，財務課に係るものを除く）			医事課		医事課（病院に関する収入関係）（財務課，経営企画課に係るものを除く）			医事課	
別表3（第11条関係）									
出納責任者とする者		事務の範囲							
財務課出納係長		金銭の出納及び保管に関する事務（医事課収納係長に係るものを除く。）							
医事課収納係長		病院における診療，臨床検査，病理解剖及びファミリーハウス使用料に係る収入金の収納及び保管に関する事務							
【改正理由】 令和8年4月1日付け事務局組織の改組に伴い，所要の改正を行うものである。									

収入関係)					収入関係)				
経営企画課（病院，卒後臨床研修に関する収入関係）（財務課，医事課に係るものを除く）		事務局次長（病院担当）	経営企画課		経営企画課（病院，卒後臨床研修に関する収入関係）（財務課，医事課に係るものを除く）		事務局次長（病院担当）	経営企画課	
医事課（病院に関する収入関係）（財務課，経営企画課に係るものを除く）			医事課		医事課（病院に関する収入関係）（財務課，経営企画課に係るものを除く）			医事課	
別表3（第11条関係）									
出納責任者とする者		事務の範囲							
財務課出納係長		金銭の出納及び保管に関する事務（医療支援課収納係長に係るものを除く。）							
医事課収納係長		病院における診療，臨床検査，病理解剖及びファミリーハウス使用料に係る収入金の収納及び保管に関する事務。							
【改正理由】 令和8年4月1日付け事務局組織の改組に伴い，所要の改正を行うものである。									